

# 飯綱町会計年度任用職員募集要項

## 〔町民会館事務補佐員〕

令和6年4月1日以降に採用する会計年度任用職員（町民会館事務補佐員）を下記のとおり募集します。

### 1. 申込期間等

令和6年3月1日（金）から令和6年3月15日（金）までの内、平日の午前8時30分～午後5時00分までの間に教育委員会生涯学習係にお申し込みください。

### 2. 募集職種・人数等

○ パートタイム会計年度任用職員

職 種	人 数	勤 務 内 容
事務補佐員	1名	町民会館及びふれあいパークにおける事務補佐全般 公民館事務補佐全般・図書活動全般ほか

### 3. 応募条件

- おおむね60歳くらいの健康な方で地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方
- パソコン基本操作が可能で、施設予約及び図書管理システム等を使用可能な方
- 普通自動車免許を有する方

### 4. 勤務条件等

#### (1) 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (2) 再任用

人事評価の結果、再度任用する場合があります。※再任用を約束するものではありません。

#### (3) 勤務場所

主に飯綱町民会館及びふれあいパーク（飯綱町大字牟礼1989番地）

#### (4) 勤務日数及び時間（土日勤務あり）

- 勤務日数 週5日程度
- 平日（月曜～金曜） 勤務時間 8:30～16:45（7時間15分）
- 土曜休日 勤務時間 勤務内容により変動します。

#### (5) 報酬・手当等

報酬	期末手当	通勤費用
時給 996 円	6月及び12月に支給	通勤距離片道2kmを超える場合に支給

※ 報酬の支給は、月末締め、翌月21日（休日の場合金融機関の前営業日）払いとなります。

※ 期末手当については、1週間の勤務時間が15時間30分以上の場合に支給します。

また、在職期間によって支給割合が変わります。【条例、規則等に基づき支給】

#### (6) 休暇

年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)あり 【条例、規則等に基づき付与】

(7) 各種保険等

任用期間及び勤務時間により健康保険・厚生年金保険・雇用保険が適用されます。

(8) 災害補償

労働者災害補償保険あり

(9) その他

地方公務員法に規定する服務が課せられます。

5. 選考方法

書類審査及び面接による（面接期日：申込者に直接通知 面接場所：飯綱町民会館）

6. 申込方法

別紙の申込書に本人が記入し、飯綱町教育委員会事務局 生涯学習係（飯綱町民会館）へ持参するか、確実な方法で郵送してください。

※ 飯綱町役場ホームページ お知らせの『飯綱町会計年度任用職員【町民会館事務補佐員】の募集について』から申込書様式をダウンロードすることができます。

▽ お問い合わせ

飯綱町教育委員会事務局 生涯学習係（飯綱町民会館内）

飯綱町大字牟礼 1989 番地

電話 026-253-6560 Fax 026-253-6670

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）【一部抜粋】

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者